

社援保発 0329 第 3 号
令和 6 年 3 月 29 日

各 都道府県・市町村 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の
一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

○「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日 社保第34号 厚生省社会局保護課長通知)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社 保 第 3 4 号 昭 和 3 8 年 4 月 1 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局保護課長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 最低生活費の認定</p> <p>問1～問99 (略)</p> <p>問100 局長通知第7の2の(6)のウの「熱中症予防が特に必要とされる者」とは、どのような者が該当するのか。</p> <p>答 被保護者の健康状態や住環境等を総合的に勘案の上、保護の実施機関が必要と認めた者が該当する。<u>例えば、高齢者、障害(児)者、小児及び難病患者については体温の調節機能への配慮が必要であると考えられることから、これらの者について、他の要件に合致する場合には、特に購入に向けて積極的に勧奨されたい。</u></p> <p>問101～問103 (略)</p> <p>第8・第9 (略)</p> <p>第10 保護の決定</p> <p>問1・問2 (略)</p> <p>問3 保護台帳、収支認定表等について、一般住民より閲覧の申出があったが、これを認めて差しつかえないか。</p> <p>答 認めるべきではない。</p>	<p style="text-align: right;">社 保 第 3 4 号 昭 和 3 8 年 4 月 1 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局保護課長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 最低生活費の認定</p> <p>問1～問99 (略)</p> <p>問100 局長通知第7の2の(6)のウの「熱中症予防が特に必要とされる者」とは、どのような者が該当するのか。</p> <p>答 <u>体温の調節機能への配慮が必要となる者として、高齢者、障害(児)者、小児及び難病患者並びに</u>被保護者の健康状態や住環境等を総合的に勘案の上、保護の実施機関が必要と認めた者が該当する。</p> <p>問101～問103 (略)</p> <p>第8・第9 (略)</p> <p>第10 保護の決定</p> <p>問1・問2 (略)</p> <p>問3 保護台帳、収支認定表等について、一般住民より閲覧の申出があったが、これを認めて差しつかえないか。</p> <p>答 認めるべきではない。</p>

保護の決定実施に際しては、その事務の性質上要保護者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項まで調査することがあるが、これらの事項につきその秘密を厳守することは、国民の福祉事務所に対する信頼を確保するうえから欠くことができないのみならず、法律上の義務でもある（地方公務員法第 34 条参照、なお、国家公務員法第 100 条、民生委員法第 15 条及び刑事訴訟法第 144 条に同趣旨の規定がある。）。したがって、これらの事項を記録した保護台帳等の閲覧は許されない。

ただし、保護の実施機関が、個人情報保護法に基づき、自己を本人とする保護台帳、収支認定表等の個人情報の開示を請求された場合は、同法の定めるところにより適切に対応されたい。

なお、保護について不服があれば不服申立てによるべきであり、また一般住民が保護の実施機関の法律執行につき疑義をもつときは、監査請求（地方自治法第 75 条）によるべきである。

問 4～問 19 （略）

第 11～第 14 （略）

保護の決定実施に際しては、その事務の性質上要保護者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項まで調査することがあるが、これらの事項につきその秘密を厳守することは、国民の福祉事務所に対する信頼を確保するうえから欠くことができないのみならず、法律上の義務でもある（地方公務員法第 34 条参照、なお、国家公務員法第 100 条、民生委員法第 15 条及び刑事訴訟法第 144 条に同趣旨の規定がある。）。したがって、これらの事項を記録した保護台帳等の閲覧は許されない。

ただし、保護の実施機関が、当該地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、自己を本人とする保護台帳、収支認定表等の個人情報の開示を請求された場合は、同条例の定めるところにより適切に対応されたい。

なお、保護について不服があれば不服申立てによるべきであり、また一般住民が保護の実施機関の法律執行につき疑義をもつときは、監査請求（地方自治法第 75 条）によるべきである。

問 4～問 19 （略）

第 11～第 14 （略）